

○白岡市こども医療費支給に関する条例施行規則

昭和48年6月11日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、白岡市こども医療費支給に関する条例（昭和48年白岡町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条に規定する規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(受給資格の登録)

第3条 条例第4条の規定により支給を受けようとする者は、様式第1号のこども医療費受給資格登録申請書に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類を添えて市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付及び有効期間)

第4条 市長は、前条の規定により登録した者（以下「受給資格者」という。）に対し、様式第2号のこども医療費受給資格証（以下「受給資格証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）が

なされたもの（同法第14条の4第1項第2号に掲げる医薬品及び新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であって、その形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。以下「後発医薬品」という。）の使用を促進するため、条例第2条第2号の保護者の承諾が得られた場合は、受給資格証の表面に、後発医薬品を希望する旨の文言を記載することができる。

3 受給資格証を破損し、又は亡失したときは、様式第3号のこども医療費受給資格証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 受給資格証の有効期間は、受給資格登録の申請があった日（以下「申請日」という。）から条例第2条第1号に規定する年齢に達した日の属する年度の末日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

(1) 条例第3条第1項に規定する対象となるこども（以下「対象となるこども」という。）が出生した日後15日以内に条例第6条第1項に規定する申請（以下「申請」という。）をした場合 出生の日

(2) 対象となるこどもが他の市区町村から転入した日後15日以内に申請をした場合 当該転入日

(3) 対象となるこどもが出生又は転入した日以降に国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法による被扶養者となった日後15日以内に申請をした場合 当該保険の加入日

(4) 災害その他やむを得ない理由により、保護者が申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ日後15日以内に当該申請をした場合 当該やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日

（令4規則17・一部改正）

（却下通知）

第4条の2 条例第6条第2項に定める審査の結果、登録が不相当と認め

られた者については、様式第3号の2のこども医療費受給資格登録申請却下通知書により却下の通知をするものとする。

(受給資格証の提示)

第5条 受給資格者は、対象となるこどもが医療を受けるときは、医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(支給の申請)

第6条 条例第4条に規定する支給の申請は、様式第4号のこども医療費支給申請書によらなければならない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給の額を決定し、申請者に通知するものとする。

(支給の時期)

第8条 市長は、第6条の規定に基づき毎月の10日までに申請されたものについて翌月の10日までに前条の規定により決定した医療費を申請者に支給するものとする。この場合において、当該申請者の死亡等により申請者に支給することができないときは、市長が定める者に支給するものとする。

(現物給付)

第9条 市は、条例第5条第2項の規定により現物給付を実施した医療機関等から、国民健康保険分及び国民健康保険組合分については埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を経由して、被用者保険分については社会保険診療報酬支払基金埼玉支部（以下「支払基金」という。）を経由して、こども医療費（条例第4条のこども医療費をいう。以下同じ。）の請求があった場合には、連合会又は支払基金を経由して、当該請求に係るこども医療費を医療機関等に支払うものとする。

2 前項の支払は、連合会又は支払基金が医療機関等に別途行う通知において指定する日に行うものとする。

(令4規則17・追加)

(届出事項)

第10条 受給資格者は、自己又はその保護するこどもについて次の各号

のいずれかに該当するときは、様式第5号のこども医療費受給資格内容等変更（消滅）届を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 受給資格者又は対象となるこどもが死亡したとき。
- (2) 受給資格者又は対象となるこどもの氏名又は住所を変更したとき。
- (3) 対象となるこどもに係る医療保険の種別、内容その他を変更したとき。
- (4) 対象となるこども又は受給資格者としての要件が消滅したとき。
- (5) 対象となるこどもが婚姻又は就業をしたとき。

(令4規則17・旧第9条繰下)

(受給資格の喪失)

第11条 市長は、前条の規定による届出により受給資格者若しくは対象となるこどもとしての要件が消滅したと認められた者又は受給資格者若しくは対象となるこどもとしての要件に該当しなくなったと認めた者に対しては、様式第6号のこども医療費受給資格喪失通知書により通知するものとする。ただし、受給資格者又は対象となるこどもが死亡した場合は、この限りでない。

(令4規則17・旧第10条繰下)

(受給資格証の返還)

第12条 受給資格者が、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。

(令4規則17・旧第11条繰下)

(支給金の返還)

第13条 市長は、条例第8条の規定により支給金を返還させようとするときは、様式第7号のこども医療費支給金返還通知書により通知するものとする。

(令4規則17・旧第12条繰下)

附 則

この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月14日規則第16号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成5年9月16日規則第30号）

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年4月20日規則第14号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成6年10月5日規則第22号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則、白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則、白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則及び白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成6年10月分以後の医療費の支給から適用し、同月分前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成8年1月9日規則第1号）

- 1 この規則は、平成8年2月1日から施行する。
- 2 改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則及び白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成8年2月11日以後に請求された助成金の支給から適用し、同日前までに請求された助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月27日規則第8号）

- 1 この規則は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則第4条第1項の規定による受給資格証の交付を受けている者は、改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則第4条第1項の規定による受給資格証の交付を受けている者とみなす。

附 則（平成9年5月28日規則第22号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則、白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例

施行規則、白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則及び白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年6月19日規則第15号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則第2条第3号の規定並びに改正後の白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則第2条第3号及び第3条第2項第3号の規定並びに改正後の白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則第2条第3号、第3条第1項及び第7条第3号の規定並びに改正後の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第6条第5号及び第13条第1項第1号の規定は、平成10年1月1日から適用し、改正後の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第7条第1号の規定は平成10年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の様式の規定、改正前の白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の様式の規定、改正前の白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定及び改正前の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成13年12月27日規則第41号）

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成18年9月29日規則第50号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月14日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定、第2条の規定による改正後の重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定及び第3条の規定による改正後の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成19年4月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正前の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成19年12月26日規則第40号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成21年6月26日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年7月3日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の白岡市子ども医療費支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づき作成された用紙は、この規則の規定に

かかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（平成 24 年 1 月 8 日規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

（受給資格証の有効期間に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において、現に子ども医療費の支給対象に該当している者が、平成 25 年 3 月 31 日までの間に申請をしたときは、その者に対する受給資格証の有効期間の始期は、第 4 条第 3 項本文の規定にかかわらず、施行日とする。

附 則（平成 26 年 1 月 1 日規則第 25 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の白岡市子ども医療費支給に関する条例施行規則の様式に基づいて作成された用紙は、この規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日規則第 10 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 27 日規則第 34 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の白岡市子ども医療費支給に関する条例施行規則の様式に基づいて作成された用紙は、この規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（平成 30 年 3 月 5 日規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の白岡市子ども医療費支給に関する条例施行規則の様式に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（令和元年12月9日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月15日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の白岡市子ども医療費支給に関する条例施行規則の様式の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第2号（第4条関係）

（表）

白岡市子ども医療費受給資格証		県内現物 年 月以降
公費負担者番号		
受給者番号		
受給資格者	住所	
	氏名	
子ども	氏名	
	生年月日	
一部負担金	通院	
	入院	
	調剤	
食事療養費		
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
現物給付 対象医療機関		
現物給付 限度額		
年 月 日		
白岡市長		印

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、白岡市子ども医療費支給に関する条例により、保険給付等の一部負担金について支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この証は、受診の都度、保険医療機関等の窓口にて提示してください。
- 3 この証では、表面に記載の現物給付を行う保険医療機関以外での受診や柔道整復等の療養費は現物給付の対象となりません。現物給付を行わない保険医療機関等で受診した場合、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収証を受け取った後当市窓口にて提出してください。
また、現物給付には、保険医療機関単位、月単位で限度額が設定されています。その額を超えた場合には、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収証を受け取った後当市窓口にて提出してください。
- 4 当市から転出後、この証は県内・県外を問わず使用できません。無効となった受給資格証を使用した場合、助成した医療費の返還を求めますので御注意ください。
- 5 学校（幼稚園・保育園）管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から支給される医療費については、この制度では支給できません。この場合は、受診の際この証を医療機関等に提示しないでください。
- 6 未熟児養育医療など他の公費負担医療制度が利用できる場合はそちらを優先してください。
- 7 次の場合は必ず白岡市長に届出をしてください。
 - (1) 転出や死亡などで受給資格が喪失したとき。
 - (2) 住所、氏名、加入保険、振込口座等に変更があったとき。
 - (3) 他の公費負担制度等の適用を受けることにより医療保険制度の自己負担額を支払わなくなったとき。
 - (4) 対象となる子どもが重度心身障害者医療費又はひとり親家庭等医療費を現に受けるようになったとき。
 - (5) 対象となる子どもが婚姻又は就業したとき。
 - (6) その他、受給資格登録内容に変更が生じたとき。
- 8 この証は、受給資格を喪失したときは速やかに白岡市長に返してください。
- 9 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関への適正受診に御理解と御協力をお願いします。

問合せ先

白岡市

課

TEL

- -

様式第3号(第4条関係)

こども医療費受給資格証再交付申請書				
受給資格者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	白岡市		こどもとの続柄
	加入保険			
	受給者番号			
	保険者名			
こども	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
<p>こども医療費受給資格証を破損 紛失したので、再交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 白岡市 氏名</p> <p>(宛先)白岡市長</p>				

様式第3号の2(第4条の2関係)

第 号
年 月 日

様

白岡市長 印

こども医療費受給資格登録申請却下通知書

年 月 日付けでこども医療費受給資格登録の申請がありましたが、審査の結果、下記のとおり却下としましたので通知します。

記

却下に関する事項	
対象となるこどもの氏名	
却 下 の 理 由	
備 考	
教 示	
1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。	
2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。 ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	

こども医療費支給申請書

提出日 年 月 日

(宛先) 白岡市長

住 所 白岡市

氏 名

電 話 ()

下記のとおり申請します。

対象となるこども	受給者番号		加入 健康 保 険	被保険者名	
	ふりがな			記号・番号	.
	氏名			保 険 者 名	国民健康保険 国民健康保険組合 全国健康保険協会 健康保険組合 共 済 組 合
	生 年 月 日	年 月 日		支部がある場合	支部

同 意 書

当該助成額の算定に当たり、必要がある場合は、医療機関及び保険者等への問合せを行うことに同意します。
(申請額にかかわらず全ての申請に同意が必要です。)

被保険者の氏名 (自署又は記名押印) 印

学校等での授業・行事・部活動又は交通事故による怪我等ですか。 はい いいえ

申請額が 21,000 円以上の場合は <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。	この申請分について加入保険から高額療養費・附加給付金の支払いがありますか。 <input type="checkbox"/> ある (支給決定通知書※1を裏面に添付) <input type="checkbox"/> ない (不支給決定通知書※1を裏面に添付又は加入保険からの追加支給ない旨を確認済) ※1 加入保険からの通知がない場合、当課で確認を行うため、通常より支払いに時間を要します。
---	---

※ 医療機関等の領収書等は、裏面にホチキス留めで添付してください。

医療機関等記入欄	領 収 書	入院 日	外来
¥ _____			
ただし、年 月分保険診療一部負担金 (他法本人負担金 円を含む) —入院時の食事療養に係る標準負担額を含まない—			
保険診療総点数	点	他法負担点数	点
年 月 日			
受給者 様			
医療機関等所在地 (住所)			
名 称			
氏 名			
印			

(注) 1 「他法負担点数」欄は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

2 「領収書」欄は、健康保険の対象とならない費用は含めずに記入してください。

白岡市 記入欄	保険診療一部負担金 円	高額療養費 円	附加給付金 円	支払額合計 円
------------	----------------	------------	------------	------------

(裏)

申請時には、次の点に注意してください。

1 表面の記入について

(1) 加入保険については

被保険者は必ずしも受給者と一致するわけではありません。お子様の保険証を確認の上、被保険者名（白岡市国民健康保険の場合は世帯主名）を記入してください。

(2) 学校等又は交通事故による怪我等の確認について

学校等の管理下における怪我等で災害共済給付の対象となる場合又は交通事故等の第三者行為に該当する場合、原則、子ども医療費の対象とはなりません。

ただし、全額補助されないなど、子ども医療費の対象となり得る可能性もありますので、ご相談ください。

(3) 同意書欄について

金額にかかわらず全ての申請に同意が必要となります。

同意欄が直筆でない申請書の場合は、押印を忘れないようにお願いします。

2 添付書類について

(1) 申請書1枚につき、同じ医療機関・1か月分の領収書（原本）をまとめてホチキス留めで添付してください。（※ 受診した翌月以降に1か月分の領収書をまとめて市に申請してください。）

(2) 添付する領収書は、次の条件を全て満たした領収書（診療明細は不要）を添付してください。

- 条件
- ① **こどもの氏名**（申請書に添付する際に、兄弟等での取り違いがないか確認してください。）
 - ② **診療年月日**（1か月分とは、診療年月日が基準となります。）
 - ③ **保険診療総点数**（通常は1点で10円となり、この点数が支払基準となります。）
 - ④ **一部負担額**（実際に窓口で支払った金額です。）
 - ⑤ **医療機関名**

領収書の条件を満たしていない場合・・・

表面の下段部「領収書」の欄を医療機関等に記入いただいた後に申請してください。

(3) 同じ医療機関・1か月分の領収書の合計額が21,000円以上の場合は、保険組合等の支給（不支給）の決定通知書を領収書と併せて提出してください。

領収書・保険組合等からの支給（不支給）決定通知添付欄

ホチキス留めで添付してください。

こども医療費受給資格内容等変更(消滅)届						
受給資格者	氏名					
	住所 ※ 受給資格証の住所					
こども	フリガナ		住所		受給者番号 <small>※資格証上から2段目</small>	
	氏名					
	生年月日	年 月 日				
	フリガナ		住所		受給者番号	
	氏名					
	生年月日	年 月 日				
フリガナ		住所		受給者番号		
氏名						
生年月日	年 月 日					
変更事項(変更する項目のみ記入)	新			旧(記入できる場合)		
	住所					
	加入保険	記号・番号				
		保険者名	(保険者番号)			
		被保険者等				
		変更年月日	年 月 日	年 月 日		
	振込口座	金融機関 <small>(金融機関コード)</small>	銀行 ・ 信用金庫 ・ 農協 ()	備考		
		支店 <small>(支店コード)</small>	支店 ・ 出張所 ・ 営業部 ()			
		口座番号				
		口座名義人				
氏名の変更						
消滅	消滅理由					
	消滅事由発生日 年 月 日					
上記のとおり 変更消滅 が生じたので、受給資格証を添えて届け出ます。 年 月 日 届出人住所 白岡市 氏名 電話番号 (宛先) 白岡市長						

こども医療費受給資格喪失通知書

氏名	
住所	
受給資格を喪失した日	
受給資格を喪失した理由	
<p>上記のとおり、こども医療費の受給資格を喪失したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">教示</p> <p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。 ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">白岡市長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>	

(表)

様式第7号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

白岡市長 印

子ども医療費支給金返還通知書

年 月 日付け 第 号で支給した子ども医療費支給金については、下記のとおり返還してください。

記

1 返還金

支 給 年 月 日	支 給 金 額	返 還 金 額
年 月 日	円	円

2 返還理由

3 納付期限 年 月 日

4 納付場所

(裏)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（令 4 規則 1 7・一部改正）

様式第 2 号（第 4 条関係）

（令 4 規則 1 7・全改）

様式第 3 号（第 4 条関係）

様式第 3 号の 2（第 4 条の 2 関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

様式第 7 号（第 1 2 条関係）